

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和6年（2024年）2月20日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 業務名

北海道障がい者芸術文化活動支援センター運営事業委託業務

### (2) 業務の目的

本道の障がい者の芸術文化活動を促進することで、本道の障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、「北海道障がい者芸術文化活動支援センター」を設置し、センターの運営を通じて、障がい者の芸術文化活動の普及を図る。

### (3) 業務の内容

ア 相談支援

イ 芸術文化活動を支援する人材の育成

ウ 関係者のネットワークづくり

エ 芸術文化活動に参加する機会の確保

オ 情報収集・発信

カ 事業評価・報告書の作成

### (4) 契約期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

## 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数企業体（法人及び個人を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体の企業体とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体の企業体は、次のいずれにも該当すること。

ア 本道の障がい者芸術文化活動に精通した民間企業、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下、「民間企業等」という。）であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者で、本社、事業所、支店などが北海道内に所在する民間企業等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、障がい者の芸術文化活動支援の実績を有しているか、あるいはノウハウを有している民間企業等であり、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのあるものを含む。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

オ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

### 3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからオまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出書類

参加表明書（別添様式1）及び添付資料

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和6年（2024年）2月28日（水）午後5時00分（必着）

エ 提出場所

北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課 社会参加係

住所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話：011-231-4111（内線25-208）

オ 提出方法

持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

### 4 指示書の交付に関する事項

(1) 交付期間

令和6年（2024年）2月20日（火）から令和6年（2024年）2月28日（水）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時30分まで。）

(2) 交付場所

北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課 社会参加係

住所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 交付方法

(2)の場所で交付する。

なお、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課のホームページ

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.html>)においてダウンロードすることができる。

### 5 提案書の提出

参加表明書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、次により企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

企画提案書（別添様式2）

(2) 提出部数

10部（1部は提案者名を記載したもの。残り9部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）

(3) 提出期限

令和6年（2024年）3月18日（月）午後5時00分（必着）

(4) 提出場所

上記3（1）エに同じ

(5) 提出方法

持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課 社会参加係
- (2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-231-4111（内線25-208）

10 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、指示書による。